

北見芸術文化ホール

きた・アート21 プラザ ロビーコンサート開催要綱

1. 目的 市民・ホール利用者に気軽によい舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、音楽その他舞台芸術の研鑽に励む個人・団体に発表の機会を提供し、育成振興を図る。
2. 主催及び共催 北見芸術文化ホール指定管理者（以下「指定管理者」という。）と出演者との共催。
3. 名称 第〇〇回きた・アート21 プラザ ロビーコンサート
「〇〇〇〇（出演者任意のサブタイトル）」
4. 会場 北見芸術文化ホール ロビー
5. 対象者 音楽その他舞台芸術の発表を目的とする個人・団体とする。ただし、以下の場合については対象としない。
 - ① 営利を目的とする場合。
 - ② その他指定管理者が不相当と判断した場合。
6. 申込 申込みは開催希望日の1年前から、開催申込書にて受付ける。
原則土曜日の開催とし、1個人（団体）年間1回までとする。
7. 開催までの日程
 - (1) 開催の仮決定 ホール及び駅南多目的広場の予約状況、申込が重複した場合は出演回数等を考慮の上調整する。
 - (2) 開催の本決定 仮決定後の予約状況を勘案の上、開催の2ヶ月前に正式決定とする。決定した際には開催許可書を交付する。
8. 出演料 無 料
9. 入場料 無 料
10. 指定管理者が行うこと
 - (1) 会場設営（イス、パネル、司会用ワイヤレスマイク、ピアノC5、譜面台等）
※ピアノの調律は行わない。
 - (2) 入場者の案内、プログラムの配布
 - (3) 開会及び閉会の司会
 - (4) ポスター、チラシ、プログラム等の印刷（原則モノクロ）
 - (5) 控え室の提供
 - (6) 広報活動（「広報きたみ」「きた・アート21」他情報誌への掲載、館内でのチラシ・ポスター設置、公共施設へのチラシ・ポスター配布、広報メモによる報道機関への周知）
 - (7) 記録写真の撮影
11. 出演者が行うこと
 - (1) ピアノ以外の各楽器の用意
 - (2) ポスター、チラシ、プログラム等の原稿作成
 - (3) 会場設営など運営への協力
12. その他
 - (1) スピーカー等利用の場合、他の施設利用者に迷惑をかけない程度の音量であること。
 - (2) 特定の楽器・物品等の営業活動とならないこと。